

令和3年度赤い羽根新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援全国キャンペーン  
**いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～**  
滋賀県共同募金会 実施要領

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 1 趣 旨

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、景気の悪化に伴う経済状況の変化により、生活に困窮する人が増加しはじめています。非正規労働者や外国人労働者をはじめとして、失業や収入減に直面する人が増えており、家賃や生活費、食費など、いのちに直接関係する支援が必要とされてきています。

令和2年度、全国の共同募金会では「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族支援活動）を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大に起因した困りごとを抱えた人たちに対する活動に、全国で助成を行い、国内のあらゆる地域で支援活動を展開しました。

令和3年度においても、全国の共同募金会で、新型コロナ感染下の福祉活動応援という枠組みを継続させつつ、民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への活動などを中心とした支援を行うべく「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」を全国キャンペーンとして実施することとなりました。

滋賀県共同募金会では、全国の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、この趣旨に沿った様々な活動への助成を行うこととします。

なお、この全国キャンペーンは、赤い羽根共同募金の活動とは別に、感染症の影響による緊急的な取り組みとして実施するものです。

## 2 実 施

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 3 協働実施

全国の都道府県共同募金会、中央共同募金会

## 4 助成事業

### ①助成総額：300万円（予定）

全国キャンペーンにより本会に寄せられた寄付金および中央共同募金会からの助成金を原資として助成を行います。

### ②申請受付期間

令和3年4月1日（木）から6月11日（金）

### ③助成対象団体

県内の各地域で感染症の拡大の影響によりいのちの問題に直結する生活課題に対して支援を実施する、以下のような活動に取り組む非営利活動を目的とした法人や団体、ボランティアグループ等とします。（特にその法人格は問いませんが、団体名義の口座を保有していることを必須とします。）

ただし、個人および営利企業は対象外とします。

#### ④対象となる事業(活動)

ア) 民間の相談活動の支援

イ) 緊急的に実施している、食事や居住等に係る生活支援活動の支援、こども食堂、フードバンク、フードパントリー等の食支援、居住支援や居場所づくりの活動等

ウ) 地域の状況に応じて臨機に行う支援、新型コロナウイルスの影響に伴う困りごとを解決すべく、市町社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等が臨機に計画、実施する活動等

※従来（感染症拡大前）から団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とします。

※公的資金が充てられている活動は対象外とします。

(助成対象期間)

令和3年4月1日（木）から9月30日（木）までの期間に実施される活動。

(助成対象経費)

助成対象事業に必要な謝金、旅費、物品・食材等購入費、会場費等の課題解決につながる経費とします。

#### ⑤助成金額

1団体あたりの助成額の上限は原則30万円とします。

(対象経費に対する助成金割合は問いません。)

上限を超える助成金が必要な場合は、別途ご相談ください。

#### ⑥申請方法

別途定める「助成申請書」および添付書類等をE-mailまたは郵送にて提出してください。(押印は不要です。)

- ・申請先アドレス [shinsei@shiga-akaihane.org](mailto:shinsei@shiga-akaihane.org)
- ・郵送の場合は、本会事務局（下記に住所記載）まで

#### ⑦助成決定

○滋賀県共同募金会において書類審査と、必要に応じてヒアリングを行い、助成の可否を決定し通知します。

○助成金については、助成決定後に「概算交付請求書」を提出いただき、概算払いとして送金します。

○助成決定団体には、活動終了後1か月以内に「活動・精算報告書」および領収書のコピーを提出していただきます。(報告書様式は助成決定時にお示しします。)

○助成金に残金が出た場合は、活動・精算報告時に返還していただきます。

○活動実態が確認できなかった場合および助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めますのでご承知ください。

○報告いただいた活動内容(概要)は、本会HP等で公開します。

#### ⑧助成スケジュール

申請受付 : 4月 1日 (木) ~ 6月11日 (金)  
審査・ヒアリング : 6月14日 (月) ~ 6月25日 (木)  
助成決定 : 7月上旬 (決定通知書を発送)

「活動・精算報告書」および領収書のコピーの提出期限は事業完了後1か月以内。

#### 5 申請・お問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会 事務局  
〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号  
電話 077-522-4304 FAX 077-522-4375  
E-mail [shinsei@shiga-akaihane.org](mailto:shinsei@shiga-akaihane.org)  
H P [www.shiga-akaihane.org](http://www.shiga-akaihane.org)